



NPO応援誌

i-COMMONS

第6号 January 2002

特集 トヨタ財団助成金セミナー

連載 市民社会をつくるNPO

NPOの台所 NPOの自立と委託事業

講座 NPO会計講座 1月の源泉徴収事務

NPO STYLE シネマパンチ

from 海外 Let's make a difference!

i - C O M M O N S

助成金を獲得（GET）しよう！

財団助成を獲得するための企画広報セミナー

トヨタ財団 渡辺 元氏を迎えて

去る10月26日（金）、11月7日（水）の両日、水

戸市福祉ボランティア会館において、トヨタ財団で市民活動助成を長年担当している渡辺元氏を講師に迎えて助成金獲得についてのセミナーが開催された。

このセミナーはボランティア団体・NPO法人が事業の企画力を高め、事業成否の鍵となる資金を獲得するための協力依頼先の選択、企画書作成、効果的なプレゼンテーションの仕方、活動後の報告の力量をつけることを

目的に行われた。通常の研修では講義だけで終わることが多いが、今回は一日目に講義、二日目は実際に申請書を書いて、評価を受けるといった企画実践の含まれた内容を試みた。参加者が17名と少数だったが質問等がしやすく良い環境の中で学習ができた。

第一日目

日本の民間営利セクターと

民間財団の役割

日本の非営利セクターの現状について、民間財団がどのような役割を持って活動しているのかについての説明のあと助成金を出すということは助成団体にとっては申請団体と協働で事業を実施することなのだということで、助成を受ける側としても単に資金を出してくれるというだけではなく事業の協働のパートナーとしての団体との付き合い方が必要のようだ。以下、渡辺氏のレクチャーの要旨を紹介する。

助成金とは何か

行政の補助金は公金（税）の性質から条例などのもので広く薄く平等に安全に活用することが求められる。一方助成金は民間の財団がミッションによって助成する内容を絞り込み、厚く出していくことに特徴がある。と同時に財団の助成を受けることは社

会的認知にもつながる。NPOの資金は

会費、自主事業 事業収入（収益・委託）

プロジェクト（特別事業）などからなる。ひとことでNPOと

いっても様々なタイプ、段階に分けて考えることができる。（下

図参照）
資金計画を立てる上では、自団体が今、どの段階にいるかを

確認し、自分達の状況に合わせて事業と資

金を検討することがポイントになる。組織の飛躍を図ろうとす

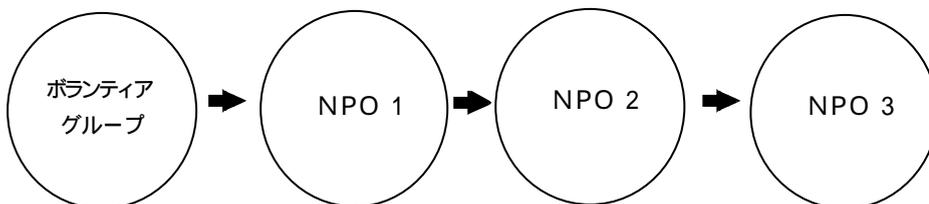
るときや転換期などにプロジェクトを組んで、その際に助成金

を活用するのが大切なようだ。

活動の継続性

責任の増大

法人化



資金	会費	+	参加費	+	寄付・事業収入	+	委託費
使途	会議費	+	イベント費	+	事務所代・人件費	+	事業費

CHECK POINT 1

趣旨に合致するかどうかチェック
簡潔 = ポイントを押さえて
連絡する前によく整理
第3者からの客観的な視点

NPOと財団の協働とは
パートナーの選び方

助成団体へのアプローチに際しての留意点

民間助成財団の特性(行政の「補助」や企業の「寄付」との違い)をよく理解する。
助成財団に関する情報機関(助成財団センターなど)や情報紙誌(「助成団体要覧」「助成財団」他)にてニーズに対応可能な財団を事前によく検討する。
それぞれの財団における「助成の趣旨」をよく理解する。
募集方法や募集時期(期間)をきちんと把握する。
できれば選考の仕組みや基準についても把握する。
「財団」の門戸を叩き、担当者等と直接コミュニケーション

ケースションを図る。電話や手紙だけでなく、できれば担当者に会うことが大事。

実際の応募・申込みに際しての留意点

疑問点や不明な点については、よく整理し、まとめた上でタイミングを考慮に入れながら連絡する。以上を踏まえたうえで、助成を希望する計画の内容について十分な検討や見直しを行う。この場合第3者の視点を導入することは重要。
内容のみならず、これと対応する実施スケジュールや予算についても十分な検討を行う。

第二目

助成申請の留意点

後半の部では、参加者各自が作成した企画の発表を基に、渡辺さんが「プロジェクトへの助成」という視点からコメントし、それらを通して「助成の特質とは何か」を確認した。

発表された企画案では、「講座の開設」「サロン作り」という事業名をテーマに挙げるところが多くみられた。事業そのものではなく、事業を行うことよって得られる効果などのバックグラウンドを鮮明に打ち出すことが大事だ、というコメントが大変印象深く残った。助成金を出す側がNPOに期待しているものは何なのかを、啓示する一言に感じられた。

トヨタ財団の例として、助成の趣旨に適していること、計画の内容に先駆性・独創性が感じられるか、

現時点における計画の実施が、社会的に必要な内容であり今後の発展等のために重要な契機となるか、など助成先選定の判断のポイントについても説明された。

結果として「助成」が得られなくても「ヤル」「ヤリタイ」という強い意気込みを持っていること、申請書に記入することで、これまでの活動を振り返ることが重要という指摘に共感した。

大きな効果が見込まれるが他の組織ではやれないことに取り組むNPO、財団はこの点にNPOの存在意義や期待を見出している。その点を企画書にどう表現するかが助成可否の分かれ目といえよう。セミナーの最後に、助成事業の企画に関するポイントを左のようにまとめた。

締め切りが間近(11/20)に迫っていた「トヨタ財団」への応募に対して弾みが付いた団体も多数あった様子であった。

(朝川君代・鈴木雅弘)

CHECK POINT 2

強い現場性を伴った明確な動機
ハイリスク・ハイリターンを感じさせる
先駆性・独創性のある内容
多様な人材と協働
ネットワーキングと広がり

CHECK POINT 1

趣旨に合致するかどうかチェック
簡潔 = ポイントを押さえて
連絡する前によく整理
第3者からの客観的な視点

NPOと財団の協働とは
パートナーの選び方

助成団体へのアプローチに際しての留意点

民間助成財団の特性(行政の「補助」や企業の「寄付」との違い)をよく理解する。
助成財団に関する情報機関(助成財団センターなど)や情報紙誌(「助成団体要覧」「助成財団」他)にてニーズに対応可能な財団を事前によく検討する。
それぞれの財団における「助成の趣旨」をよく理解する。
募集方法や募集時期(期間)をきちんと把握する。
できれば選考の仕組みや基準についても把握する。
「財団」の門戸を叩き、担当者等と直接コミュニケーション

ケースションを図る。電話や手紙だけでなく、できれば担当者に会うことが大事。

実際の応募・申込みに際しての留意点

疑問点や不明な点については、よく整理し、まとめた上でタイミングを考慮に入れながら連絡する。以上を踏まえたうえで、助成を希望する計画の内容について十分な検討や見直しを行う。この場合第3者の視点を導入することは重要。
内容のみならず、これと対応する実施スケジュールや予算についても十分な検討を行う。

第二目

助成申請の留意点

後半の部では、参加者各自が作成した企画の発表を基に、渡辺さんが「プロジェクトへの助成」という視点からコメントし、それらを通して、助成の特質とは何かを確認した。

発表された企画案では、「講座の開設」「サロン作り」という事業名をテーマに挙げるところが多くみられた。事業そのものではなく、事業を行うことによって得られる効果などのバックグラウンドを鮮明に打ち出すことが大事だ、というコメントが大変印象深く残った。助成金を出す側がNPOに期待しているものは何なのかを、啓示する一言に感じられた。

トヨタ財団の例として、助成の趣旨に適していること、計画の内容に先駆性・独創性が感じられるか、

現時点における計画の実施が、社会的に必要な内容であり今後の発展等のために重要な契機となるか、など助成先選定の判断のポイントについても説明された。

結果として「助成」が得られなくても「ヤル」「ヤリタイ」という強い意気込みを持っていること、申請書に記入することで、これまでの活動を振り返ることが重要という指摘に共感した。

大きな効果が見込まれるが他の組織ではやれないことに取り組むNPO、財団はこの点にNPOの存在意義や期待を見出している。その点を企画書にどう表現するかが助成可否の分かれ目といえよう。セミナーの最後に、助成事業の企画に関するポイントを左のようにまとめた。

締め切りが間近(11/20)に迫っていた「トヨタ財団」への応募に対して弾みが付いた団体も多数あった様子であった。

(朝川君代・鈴木雅弘)

CHECK POINT 2

強い現場性を伴った明確な動機
ハイリスク・ハイリターンを感じさせる
先駆性・独創性のある内容
多様な人材と協働
ネットワーキングと広がり

むすびにかえて

地方の時代の市民活動

私の記憶と理解に誤りがなければ、かつて1970年代後半に「国民国家の相対化」の必要性が提起され、代表的には長洲一二氏が「地方の時代」を提唱し、国家によって統治されない「地方・地域」ないし「市民」の独自性を主張し、また馬場伸也氏によって「国際市民会議」なる、これまた国家を越える「国際・世界」なり「地球」規模の世界観が提示されました。

今にして思えば、それらはいずれも1972年6月のスウェーデンのストックホルムで採択された国連の「人間環境宣言」(Declaration of Human Environment)から知的感化を受けたものであったようです。

この国民国家の相対化に根ざす、国家を越える世界なり地球といったスケールでのNGOの活動、また国家の統治ではもはや制御しがたい地域ないし市民といったレベルでのNPO活動の重要性という提起にそくして、本報告は後者の「茨城のNPO」の概要を報告してきました。

国機関の社会変化からの立ち遅れ

それにしても、いわゆる行政機関や教育機関が、それらレベルの異なる二つの変化にいかにも遅れを取っているかをお互いに認識すべきでしょう。すでにNGOが国際舞台で活動を展開し、NPOが実際に地域での活動を展開しており、そこが人材・情報・資金を必要としているにもかかわらず、それに応える行政上の支援や研究教育面での支援がいまだ十分に機能していない現状にあります。それは、行政機関だけでなく教育機関においても同様です。

茨城では、茨城NPOセンター・コモンズなどが積極的活動を展開し、そうしたNPOを実際に運営できる人材の養成とその提供を期待しているにもかかわらず、大学では、NGO・NPOの研究・教育についての検討が開始されただけです。

このような状況では教育機関の存立基盤が問われるといわねばならず、それは高等教育機関のみならず、中等、初等教育機関においても同様の問題を抱

えています。現に「ビスタリーさとみ会」においては不登校児を受け入れて実際のフリースクールがすでに一定の成果を挙げています。また「水戸こどもの劇場・子ども劇場茨城」では、すぐれたリーダーによって子育て相談から乳幼児・小学校低学年の情操教育・文化学習が推進されており、それは制度化された教育機関に代って実行されています。

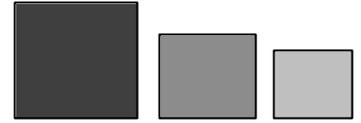
パートナーシップ

それらの事例で重要な点は、それらのNPOは必ずしも「脱学校」とか、「アンチ・スクール」というのではなく、NPOがスクール(学校)と「対等の立場」で、それとの「パートナーシップ」によって教育・学習が実践されつつある、ということです。もし、仮に、制度化された教育機関が次第に機能不全に陥ったとしても、それに代ることはできませんが、少なくともそれを補完し、支援することのできるNPOの組織と活動がすでに形成されつつあることを、私たちは正しく認識しなければなりません。同様のことを行政機関についても指摘できますが、ここでは差し控えておきましょう。

以上のように、NPOは確実に地域社会を変え、制度化された行政機関や教育機関の形式と内容を転換させることになる、と私は考えます。

NPOに関心をもたれた皆さんに敬意を表し、皆さんの今後の活動が実り多いものとなることを祈ります。

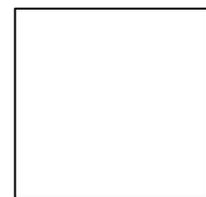
1年にもわたって、ご愛読いただいた熱心な読者の方に深く感謝いたします。ありがとうございました。



市民社会をつくるNPO

帯刀 治 / 文

第六回(最終回)



帯刀 治 (たてわき いさお)

1944年10月14日生(66歳)
茨城大学 人文学部 社会科学科 教授
専門分野 地域社会論
茨城NPOセンター・コモンズ代表理事
【主な著書・論文等】
・企業城下町日立の「リストラ」(東信堂・1993)
・茨城のすがお - その未来展望(文真堂・1996)
・茨城を楽しむ30の方法(茨城新聞社・1999)
他著書多数

NPOの台所

連載

6

NPOの自立と委託事業

今回は、NPOの収入源として、よく話題になる委託事業を取り上げます。特に「こ1、2年」で行政からNPOに対して何らかの事業を委託するケースが全国的にも、県内でも増えてきています。傾向としては調査、研修事業、施設管理などが多いようです。行政からの委託事業とは、本来は行政が行うべき事業だけれども、行政側に事業遂行に必要なノウハウなどが十分にない民間に任せられた方が効果が期待できる場合に委託されるもので、団体の活動を行政が応援する補助金とは性格が異なります。

委託事業を任されるには、その事業を行う力量をもっていることが大前提です。「コモンズ」では委託事業として2000年度に3つの調査事業を行いました。専従スタッフだけではとてこなせないもので、NPO同士で協働研究チームをつくったり大学の関係者の協力を得ました。折角チャンスを得たので成果を出そうと努力しましたが、委託調査の実施と、さらに報告書作成に追われま

した。委託事業の収入はスタッフの人件費に使えるので、事務局体制を維持する上では大きな意味をもちますが、色々問題もありま

す。委託は期間限定なので、バイトならともかく職員を増やすことはできず、結果的に専従スタッフの労力をかなり費やしました。次に、お金が入る時期が遅いので、お金を立て替える必要が生じました。現実に年度末にお金は手元に残りわずかだからと支出をしないしていると、後で入金する委託収入に対して支出が少なくなり、お金を返すとか、利益が出て課税されることが多くなるのです。結局、未払いの形で物を購入したり借金して給与を払うなどの対処をしました。未払いや未収金を扱うために、単式簿記から複式簿記に切り替えて企業用の会計ソフトへ移行しながら決算をしたので、とにかく3月末から5月の総会と税務申告までは本当に苦労しました。そして今後は多額の借入金や未払い金を計上するようなお金の処理をしないですむようにと考え、さらには、行政への報告書の作成と総会

準備が重なるのを避けた方がいいと実感して、年度切り替えを3月末ではなく6月末にすることを理事会で決定し、総会で定款の変更を決議しました。

2001年度も国の新たな委託事業を行っていて、なんとか人件費をひねり出している状況ですが、この路線でいくと、委託業務に追われて、本当にやるべき事業に支障が出る危険性があります。委託事業収入の比率が高くなるようにすることが肝心です。

つまり会費、寄付、自主事業収入をどう増やすか、これは多くのNPOに共通する課題だと思えます。資金が得られる賢い収益事業を考える、ということもあるでしょうが、まずは組織の目的に立ち返り、地域のニーズに応えられる事業、地域の人々や企業、財団などが応援してくれるような魅力的で説得力のある企画を考えて生み出す、これが一番大事。情報を集め何度も何度も考え、仲間と議論する。すると微かに「これならいける！」と思える事業がみえてくる。うーん、もうちょっと。

横田能洋(よこた よしひろ)

1967年千葉県生(34歳)

茨城NPOセンター・コモンズ常務理事
兼事務局長



基本をマスター！

NPO会計講座 Q&A

新年明けましておめでとうございます。はやいもので、今回で第4回目となりました。今年もよろしくお願い致します。

昨年を振り返ってみてどんな1年だったでしょうか？鏡には表と裏があります。表の鏡で心を、裏の鏡で姿をしっかりとみつめて、今年の運営に役立ててください。

さて、みなさん12月の年末調整の処理は上手にできましたか？1月も源泉徴収事務がたくさんありますので、ご説明していきたいと思います。

増山会計 NPO担当 三宅邦彦
(mail:kunitiny@ma4.justnet.ne.jp)

年末調整による、過不足額の計算が終わると、その年の源泉徴収事務は一応一区切りということになります。最終的には、年末調整による精算結果の税額の納付や年末調整の再調整の事務、給与所得の源泉徴収票など法定調書の作成と提出の事務が終わってはじめて完了することになります。また、1月からは新たにその年の源泉徴収事務が開始されますので、その開始に当たっての準備を行う必要があります。このため、1月は通常の前年分に行う源泉徴収事務のほかに、次のような事務を行うこととなりますのでご注意ください。

前年分の年末調整事務の締めくくり

前年分の年末調整により精算した税額の納付

年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合には、その徴収した不足額は、その月の給与に対する通常の源泉徴収税額とともに、その徴収した月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には、その定められた納期）までに徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの銀行又は郵便局で納付します。したがって、不足額は、通常は平成13年12月の給与（納期の特例の承認を受けている場合には、平成13年7月から12月までの給与）に対する源泉徴収税額とともに平成14年1月10日（納期の特例の届出書を提出を提出している者で、一定の要件を満たす者については、平成14年1月21日）までに納付することになります。

この納付に当たっては、徴収高計算書（納付書）の「年末調整による不足税額」欄に、その徴収した不足額を記入し、また、過納額の充当又は還付をした場合には、その充当又は還付をした月分の徴収高計算書（納付書）の「年末調整による超過税額」欄に、その充当又は還付をした金額を記入します。

なお、過納額の充当又は還付をした結果納付する税額がなくなった場合でも、その実績を徴収高計算書（納付書）に記入して税務署に郵送又は提出する必要があります。

す。この場合、徴収高計算書（納付書）の「本税」欄及び「合計額」欄には「0」と記入することになります。

前年分の年末調整の再調整

（年末調整後に給与の追加支給や所得控除額に異動があったような場合）

年末調整の終了後に、給与の追加支給や所得控除額の変更等が生じる場合には、次のように、年末調整の再調整が必要となります。

給与等の追加払いをする場合の再調整

年末調整の終了後、予期しなかった事由によりその年の給与等の追加払をする事になった場合には、その追加払をする給与等を含めたところで本年分の年税額を再計算し、当初の年税額との差額を、次により精算します。

A 当初の年末調整で超過額が生じている場合

イ その超過額について既に還付を終わっている場合には、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ロ その超過額についてまだ還付を終わっていない場合で、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額が、まだ還付を終わっていない部分の超過額よりも少ないときは、その還付を終わっていない超過額からその再調整による差額に相当する金額を控除した残額についてその後の還付を行います。

ハ その超過額についてまだ還付を終わっていない場合

合で、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額が、まだ還付を終わっていない部分の超過額よりも多いときは、当初の年末調整の年税額と再調整後の年税額との差額から、まだ還付を終わっていない超過額を差し引いた金額を、その追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

B 当初の年末調整で不足額が生じた場合

イ その不足額についてすでに徴収が終わっている場合には、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ロ その不足額についてまだ徴収を終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けていないときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と残存する不足額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ハ その不足額についてまだ徴収を終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けているときは、次にようになります。

(イ) 追加支給する給与の支払を受けることにより徴収繰延べが受けられないこととなったときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額が残存する不足額との合計額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

(ロ) 追加支給する給与の支払を受けてもまだ徴収繰延べの承認が受けられるときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と前に徴収繰延べが承認されている金額のうち給与の追加支給によって減額されることとなる部分の金額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

年末調整後に所得控除に異動があつた場合の再調整
年末調整が終了した後、12月31日までの間に出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や生命保険料、損害保険料の追加支払などにより、所得控除額に異動が生じた場合には、それらの異動に関する申告書の提出を受け、異動後の状況により年末調整の再調整をおこなって、再調整後の年税額と当初の年税額との差額を精算することができます。

なお、年末調整は本年中に行なわなければなりません
が、本年中に行うことが困難な場合は、遅くとも翌年1月の「給与所得源泉徴収票（給与支払報告書）」の作成

時までに行わなければならないこととなっております。
(注) 年末調整後に扶養控除額や保険料控除額などの所得控除額に異動が生じた場合には、上記によらず、本人が確定申告を行って税額を精算することもできます。

年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があつた場合の再調整

年末調整が終了後、「給与所得の源泉徴収票」を給与の受給者に交付することとなる翌年1月末日までの間に、給与の受給者から住宅借入金等特別控除申告書によって申告を受けた場合には、年末調整の再調整をすることができません。

法定調書の作成と提出

給与や退職手当、報酬、料金、不動産の使用料等の支払者は、所得税法等の規定によって、所定の期限までに、その支払の明細を記載したいわゆる法定調書を作成し、所轄の税務署に提出しなければなりません。

給与所得の源泉徴収票のほか一般の源泉徴収義務者に関係のある退職所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産使用料等の支払調書など大部分のものは翌年1月末日までに提出することとされています。

このため、12月の年末調整が終わつた後の一連の事務として、これらの「法定調書」を作成する必要があります。

給与の支払者は、平成14年1月31日までに、給与の支払を受ける人の各人について、「給与所得の源泉徴収票（給与支払い報告書）」を作成し、1部を給与の支払を受ける人に交付するとともに、平成14年1月31日までに、税務署へ提出を要する人の分については源泉徴収票に、「給与所得の源泉徴収票合計票」を添えて所轄の税務署に、また、給与支払報告書は、「給与支払い報告書（総括表）」を添えて給与の支払を受ける人の平成14年1月1日現在の住所地の市町村にそれぞれ提出することになっています。

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市町村に提出する「給与支払報告書」とは、同時に作成することができますように、税務署へ提出を要する人の分については4枚複写（源泉徴収票として税務署提出用、受給者交付用各

1枚、給与支払報告書として市町村提出用2枚）となつていきますので、それぞれ使い分けて作成します。

その年の源泉徴収事務の準備

「給与所得者の扶養控除等申告書」の受理

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、控除を受けようとする控除対象配偶者や扶養親族、障害者等の氏名等を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」又は、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出することとなります。

これらの申告書は、給与の支払を受ける人が自発的に提出する建前になっていますが、実際には、給与の支払者が、税務署から交付を受けた申告書の用紙を各人に配布し、各人が記載したところでこれをとりまとめるというようにした方がよいと思われれます。

源泉徴収簿の作成

給与の支払者において月々の給与に対する所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、給与の支払を受ける人から申告された扶養親族等の状況、月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく書類が必要です。源泉徴収簿は、このような必要性に基づいて生まれたものです。

また、所得税の源泉徴収事務は、毎年1月に始まり12月の年末調整で終了するため、月々の給与の支給実績やその給与に対する源泉徴収の記録も暦年ごとに行うことが必要です。このため源泉徴収簿も、毎年1月に作成することになります。

以上が1月に行う事務的処理ですが、みなさんの現在の進捗状況はいかがでしょうか？分からない点等ご質問お待ちしておりますので、メールにてご質問ください。次回は確定申告についてです。

イ その不足額についてすでに徴収が終わっている場合には、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ロ その不足額についてまだ徴収が終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けていないときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と残存する不足額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ハ その不足額についてまだ徴収が終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けているときは、次にようになります。

(イ) 追加支給する給与の支払を受けることにより徴収繰延べが受けられないこととなったときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額が残存する不足額との合計額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

(ロ) 追加支給する給与の支払を受けてもまだ徴収繰延べの承認が受けられるときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と前に徴収繰延べが承認されている金額のうち給与の追加支給によって減額されることとなる部分の金額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

年末調整後に所得控除に異動があつた場合の再調整
年末調整が終了した後、12月31日までの間に出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や生命保険料、損害保険料の追加支払などにより、所得控除額に異動が生じた場合には、それらの異動に関する申告書の提出を受け、異動後の状況により年末調整の再調整をおこなって、再調整後の年税額と当初の年税額との差額を精算することができます。

なお、年末調整は本年中に行なわなければなりません
が、本年中に行うことが困難な場合は、遅くとも翌年1月の「給与所得源泉徴収票（給与支払報告書）」の作成

時までに行わなければならないこととなっております。
(注) 年末調整後に扶養控除額や保険料控除額などの所得控除額に異動が生じた場合には、上記によらず、本人が確定申告を行って税額を精算することもできます。

年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があつた場合の再調整

年末調整が終了後、「給与所得の源泉徴収票」を給与の受給者に交付することとなる翌年1月末日までの間に、給与の受給者から住宅借入金等特別控除申告書によって申告を受けた場合には、年末調整の再調整をすることができません。

法定調書の作成と提出

給与や退職手当、報酬、料金、不動産の使用料等の支払者は、所得税法等の規定によって、所定の期限までに、その支払の明細を記載したいわゆる法定調書を作成し、所轄の税務署に提出しなければならないことになっております。

給与所得の源泉徴収票のほか一般の源泉徴収義務者に関係のある退職所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産使用料等の支払調書など大部分のものは翌年1月末日までに提出することとされております。

このため、12月の年末調整が終わつた後の一連の事務として、これらの「法定調書」を作成する必要があります。

給与の支払者は、平成14年1月31日までに、給与の支払を受ける人の各人について、「給与所得の源泉徴収票（給与支払い報告書）」を作成し、1部を給与の支払を受ける人に交付するとともに、平成14年1月31日までに、税務署へ提出を要する人の分については源泉徴収票に、「給与所得の源泉徴収票合計票」を添えて所轄の税務署に、また、給与支払報告書は、「給与支払い報告書（総括表）」を添えて給与の支払を受ける人の平成14年1月1日現在の住所地の市町村にそれぞれ提出することになっております。

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市町村に提出する「給与支払報告書」とは、同時に作成することができるよう、税務署へ提出を要する人の分については4枚複写（源泉徴収票として税務署提出用、受給者交付用各

1枚、給与支払報告書として市町村提出用2枚）と
なっておりますので、それぞれ使い分けて作成します。

その年の源泉徴収事務の準備

「給与所得者の扶養控除等申告書」の受理

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、控除を受けようとする控除対象配偶者や扶養親族、障害者等の氏名等を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」又は、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出することとなっております。

これらの申告書は、給与の支払を受ける人が自発的に提出する建前になっていますが、実際には、給与の支払者が、税務署から交付を受けた申告書の用紙を各人に配布し、各人が記載したところでこれを取りまとめるというようにした方がよいと思われれます。

源泉徴収簿の作成

給与の支払者において月々の給与に対する所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、給与の支払を受ける人から申告された扶養親族等の状況、月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく書類が必要です。源泉徴収簿は、このような必要性に基づいて生まれたものです。

また、所得税の源泉徴収事務は、毎年1月に始まり12月の年末調整で終了するため、月々の給与の支給実績やその給与に対する源泉徴収の記録も暦年ごとに行うことが必要です。このため源泉徴収簿も、毎年1月に作成することになります。

以上が1月に行う事務的処理ですが、みなさんの現在の進捗状況はいかがでしょうか？分からない点等ご質問お待ちしておりますので、メールにてご質問ください。次回は確定申告についてです。

cinema punch

NPO法人水戸映画祭実行委員会シネマパンチ

NPO STYLE
vol.6

今回の取材先はNPO法人水戸映画祭実行委員会シネマパンチ。実行委員会とNPO法人、一見つながりのないような組織に聞こえるものをどうつながっているのか、？マークを頭に2〜3個くっつけながらの事務所訪問から始まった。

実行委員会 NPO法人…？

水戸女性会議のイベントとしての映画祭上映3作品のタイトルを眺め、いけてる映画選択に興味津々、こういう企画を出せるシネマパンチの事務局長伊藤和宏さんはどんな方だろう？

事務所とって思いつくがぶものは、乱雑に積み上げられた書類、パソコンやFAX等の機器に囲まれた机といったイメージだが、シネマパンチの事務所は入口からして異色、真っ赤なドアを開けて広がる空間は白を基調とした壁にオブジェのようにかけられた色彩豊かな着物で彩られていた。およそ事務所らしくない事務所、そこにまさにびっぴりたるの人物、事務局長の伊藤さんはひとりでいうと「生活臭のない人」。ある意味、この人のあるスペースはこれしかないという事務所でお話をうかがった。

「歴史ある」水戸映画祭実行委員会がどうして、N

PO法人を取得するに至ったかの疑問はとてもシンプルで力強いひとりで説明された、「好きな映画に関わりながら飯が食えるようになりたかった」。

なぜ、水戸なのか

中央へ行けば、先端の刺激に溢れているのはいつの時代も同じである。今も、政治経済・文化に限らず、何かを求めるなら、東京に行くのが一番はやい。その東京へ特急や高速を飛ばして簡単に行ける時間と距離の茨城・水戸はその近さゆえに、地方都市の存在意義をなかなか確立できない。映画も同じである。単館上映といわれる、いわゆるコアの映画好きな層が見る映画は東京近郊の上映期間が過ぎるまでは、地方では上映できない。ある程度茨城・水戸にもいるであろうコアの層は、ならば東京に見に行ってしまう、水戸へ配給になるのを待つてはくれない。そんな映画にとつて決断していい条件とはいえない、水戸であえて映画で食っていくことと思うには、地方都市でまちを考える人に共通の思いがあった。

夢みる力

永瀬正敏や浅野忠信が来県したことで今年初めて水戸短編映像祭のことを知った人も多かったのでは

ないだろうか？ビッグネームの俳優の力で「いわゆるお手伝いいただく」ボランティアにはことかかない。しかし、他のNPO法人や任意団体と同じように、「語りあえるスタッフ」はやはり豊富に、とはいえない。映画をめぐる地域的なハンデを持ち、それでも地方都市で映画で飯を食っていくこととするには、伊藤さん自身の夢が重なっている。「まちづくり」などに関わる人と同じ想いが見えてくる。

「東京でなくても、やればおもしろいことができることを証明して見せたかった」「今若い人たちに、自分のやりたいことと生業の重なる道すじを、地方都市で実現できるといふ夢を見せたかった」伊藤さんが語ると、地方都市の活性化、まちづくり事業などという言葉が生命をもって立ち上がってくるようだ。

NPOは新しいライフスタイルの実現でもある。伊藤さんを生活臭がないと感じたのは、次代のライフスタイルを時代に先んじて今身体ごと現しているからこそである。

【塩原慶子】

"Let's make a difference!"

(「選択」が可能な米国の教育事情)

世界のごどもネット代表理事

吉田 里江

(国際交流基金日米センターNPOフェロー)

市民社会への移行期にあたり、教育セクターにおいても、多様な選択肢を可能とするインフラ整備が必要です。現在、日本においても、多様な選択肢ができるような教育環境整備が進んでいますが、今回は、米国において「選択」(チョイス)が可能となるような環境がどのように作りだされてきたかについて、大まかな流れをみていきたいと思います。

米国は、1900年代半ばから、公共財としての教育、個人の成長と自己実現のための教育、強い経済を担う競争力の高い労働力のための教育といった3つの大きな流れのもと、市民の教育参加の機会拡大にむけた取り組みをしてきました。

1970年代に、オルタナティブ教育が登場し、スクールチョイスという概念を普及し、1980年代には、マグネットスクールが主流となり、1990年代には、チャータースクールが全米に広がり、「教育を選択する自由」の流れが脈々とつくられてきました。現在、「教育を選択する自由」の流れは、

行政・企業・市民セクターの多様な形態の協働のもと、「教育を選択する責任」を教育システムの中に取り組んでいます。

米国では、「教育を選択する自由」「教育を選択する責任」を教育システムの中に取り込んでいく過程で、「家庭・学校・地域の連携」を促進するために親の教育参加をひきだす新たなプログラムの展開、学校改革の推進、体験活動・ボランティア活動・奉仕体験活動等を中心とした横断的なカリキュラムづくり、地域の行政・企業・市民セクターの教育参加の機会拡大など、抜本的な改革が進行し、成果を上げています。

日本の教育も、現在、選択肢の拡充にむけて、いろいろな取り組みがはじまっています。政策形成においても、フィールドの活動においても、改革を実質的なものとするかどうかは、今後の教育セクターの構造改革の過程において、非営利セクターの基盤強化をどこまで進めることができるかによって、決まるにちがいありません。

事務局

日誌

石川 雅子



皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。本年も、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

本当に1年って早いですよねー。仕事をしていると尚更です。1日が早い、1週間が早い、1ヶ月が早い...、と思っていると、あっという間に1年が過ぎていく、そんなことを毎年感じています。

「時間ができたらあんなことしたい」などとのんびり考えていてはダメなんだろうね。やりたいことは、「やりたい」と思った時に行動に移さないと、きつとい

つまで経ってもできないんでしょうね。「時間はつくるもの」だと、いつも頭を切り替えようとはしているのですが、「忙しい」という理由を自分の中につくってしまっていたりするんですね。

よし！今年は、仕事が忙しくても「心に余裕」を持って毎日を過ごしたい！でないと、心にトゲトゲができて嫌な自分になっちゃいそうです。

今年の抱負！皆さんはどんなことを目標に、この1年を過ごしていられるのでしょうか？どうぞこの1年が皆様にとってステキな年になりますように・・・。

生きもの緑地活動を広げるための交流研修 (仮称)

- 期 日 2002年3月10日 (日)
 会 場 土浦市穴塚大池と周辺施設
 対 象 地域で里山保全や生きもの保全に取り組んでいる
 グループの方・生きもの緑地活動に関心のある方
 内 容 午前の部
 ・フィールドワーク
 ・里山ウォッチング
 ・穴塚の自然と歴史の会」の
 活動現場と取り組みの紹介
 ・基調講演
 「生きもの緑地活動をどう広げていくか」(仮題)
 講師 恵 小百合さん
 (社)日本ナショナル・トラスト協会)
 午後の部
 ・事例報告
 ・生きもの緑地活動を進める上での課題・
 知恵と工夫
 ・課題ごとのグループ討議
 ・ワークショップ
 ・全体交流会
- * この事業は日本財団の助成を受けて行いますが、資料代として1500円程度ご負担いただく予定です。
 * 内容の詳細については変更がある場合があります。
 * 問合せ 茨城NPOセンター・コモンズ

私たちにもできる夢の実現

~きっと何かがみつかるはず・・・NPOってなあに?~

生協ハイコープ NPO講演会

- 日 時 / 2002年1月21日 (月) 水戸市民会館 103号室
 会 場 10 :15 ~ 12 :30
 1月23日 (水) 日立市民会館 111号室
 10 :15 ~ 12 :30
 1月30日 (水) 県南生涯学習センター
 小講座室 1 10 :15 ~ 12 :30

- 対 象 どなたでも参加できます
 参加費 無 料
 託 児 有り (おやつ代として、1人300円)
 講 師 帯刀 治さん
 茨城大学教授
 NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ代表理事
 地元の市民団体で活躍している
 生協組合員の方による、お話しもあります。
 水戸会場 :NPO法人
 生活支援ネットワーク こもれび
 日立会場 :NPO法人 ひたち親子劇場
 土浦会場 :つくばアーバンガーデニング実行委員会
- 主 催 生活協同組合ハイコープ
 問合せ 生活協同組合 ハイコープ・組合員活動支援部
 〒310-0004 水戸市青柳町 226-2
 TEL :029-300-4855 FAX :029-231-9852
 組合員以外の方は、電話またはFAXでお申し込みください。

編集後記

憂いや寂しさ、ため息のような人間だれしもが感じる言葉があるそうです。韓国語では「恨(はん)口」
 シア語で「トスカ」、日本語では「暗愁」が当てはまる、と作家の五木寛之さんが講演で話していました。平安時代から昭和初期まで日本人はこの意味をよく理解して使っていたそうです。戦後経済発展、明るさ志向の中で言葉も消えた、と言います。人の感情から社会まで湿式から乾式になったと分析します。また情報の情は人の心を意味し、本来「情報」とは統計や数字ではなく、人の心や悲しみを伝えること、と説きます。乾いて危うい社会への警鐘に聞こえました。(S)

▶▶▶ 掲示板

i-commons の第6号をお届けいたします。隔月発行で6回、1歳の誕生日を迎えました。パソコンの操作を覚えることから始まり、どのような視点で何を取材し皆様に伝えていくか、手探りで進んできた1年間でした。

新しい年を迎えるにあたりまして、今までを振り返り、よりよいそして皆様が望んでいる情報をお届けできるよう、今号にアンケート用紙を添付しております。本紙に対するご意見・ご要望など率直なご意見をぜひお聞かせくださいますようお願いいたします。

編集スタッフ一同

発行所 / 特定非営利活動法人 茨城NPOセンターコモンズ
 〒310-0061 茨城県水戸市北見町5-8-101
 TEL 029-300-4321 FAX 029-300-4320
 HP: <http://info@npocommons.org>
 E-メール: info@npocommons.org

編 集 / コモンズ情報誌チーム(新メンバー募集中)
 表 紙イラスト / 矢口 秀子
 発行日 / 2002年1月1日 印刷 / 弘美印刷

掲示板では、会員の皆さんからの掲載情報を随時募集、所定の用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお知らせ下さい